○財務省告示第五十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年二月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年三月九日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百七十三回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第三条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行

各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行

各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行

額面金額で二兆九百四十四億円うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千三百九十一億三千六百十万円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第三条第一項の規定に基づき発行した利付国債について

は、額面金額で五千八百億千五百六十万円、特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で三百二十六億千九百五十五万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆三千四百二十六億二千八百七十五万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ｉ非価格競争入札発行

特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二千五十一億円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行

特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で三千四百四十億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行

二兆千五十八億九千八百六十二万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ｉ非価格競争入札発行

二千六十二億二千五百九十九万九千円

ハ　国債市場特別参加

三千四百五十八億八千八百五十六万円

者・第Ⅱ非価格競争入札発行

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十九年二月十五日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円五十四銭五厘以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円五十四銭九厘

十二　利率　年〇・一パーセント

十三　初期利子　平成二十九年八月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において

規定する期日について同じ。）。

$額面金額 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

十四　第二期以後の利子　毎年二月十五日及び八月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五　償還期限　平成三十一年二月十五日

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　元利金支払場所　日本銀行

十八　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十九　払込期日　平成二十九年二月十五日